

○善通寺市立図書館条例

平成19年12月12日条例第42号

改正

平成21年6月30日条例第21号

平成23年3月7日条例第9号

平成24年3月16日条例第10号

善通寺市立図書館条例

善通寺市図書館条例（昭和53年善通寺市条例第21号）の全部を改正する。

（設置、名称及び位置）

第1条 図書館法（昭和25年法律第118号。以下「法」という。）第10条の規定に基づき、善通寺市文京町三丁目3番1号に善通寺市立図書館（以下「図書館」という。）を設置する。

第2条 削除

（休館日）

第3条 図書館の休館日は、次のとおりとする。ただし、教育委員会が必要と認めるときは、これを変更し、又は臨時に休館することができる。

（1） 図書整理日（毎月末日。ただし、当該末日が土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日（以下「特定日」という。）に当たるときは、翌日以降において、直近の特定日でない日とする。）

（2） 12月29日から翌年1月3日まで

（3） 特別整理期間（9月から10月までのうち10日間）

（開館時間）

第4条 図書館の開館時間は、午前9時から午後6時までとする。ただし、教育委員会が必要と認めるときは、これを変更することができる。

（使用の制限）

第5条 教育委員会は、次の各号のいずれかに該当する者について、図書館の使用を許可せず、又は入館を制限することができる。

（1） 感染性の疾病があると認められる者

（2） 酒気を帯びた者

（3） 他人に危害を及ぼし、若しくは他人に迷惑をかけるおそれのある物品又は動物類を携行する者

（4） 公の秩序又は善良な風俗を害するおそれのある者

（5） 図書館の施設又は設備をき損し、滅失し、又はこれらの行為をするおそれのある者

（6） 前各号に掲げる者のほか、教育委員会が管理上支障があると認める者

（使用の停止等）

第6条 教育委員会は、図書館を使用する者（以下「使用者」という。）が次の各号のいずれかに該当するときは、その使用を停止し、又は禁止することができる。

（1） 前条各号のいずれかに該当するに至ったとき。

（2） 前号に掲げる場合のほか、管理上支障があると認められるとき。

（原状回復）

第7条 使用者は、その使用を終えたときは、速やかに使用場所を原状に回復しなければならない。ただし、教育委員会の承認を得たときは、この限りでない。

（損害賠償）

第8条 使用者は、その責めに帰すべき理由により、図書館の施設又は設備をき損し、又は滅失したときは、その損害を賠償しなければならない。

（図書館協議会）

第9条 法第14条の規定に基づき、善通寺市立図書館協議会（以下「協議会」という。）を置く。

2 協議会の委員の定数は5人以内とし、次に掲げる者のうちから教育委員会が任命する。

（1） 学校教育及び社会教育の関係者

（2） 家庭教育の向上に資する活動を行う者

（3） 学識経験のある者

3 委員の任期は2年とし、補欠委員の任期は前任者の残任期間とする。

(委任)

第10条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、教育委員会規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成20年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の際現にこの条例による改正前の普通寺市図書館条例第6条第2項の規定により任命されている普通寺市立図書館協議会の委員は、この条例第9条第2項の規定により任命されたものとみなす。

附 則 (平成21年6月30日条例第21号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (平成23年3月7日条例第9号抄)

(施行期日)

1 この条例は、平成23年4月1日から施行する。

附 則 (平成24年3月16日条例第10号)

(施行期日)

1 この条例は、平成24年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の際現にこの条例による改正前の第9条第2項の規定により任命されている普通寺市立図書館協議会の委員である者は、その任期が終了するまでの間は、改正後の第9条第2項の規定により任命された委員とみなす。